

再生可能エネルギー買い取り法の実効性を確保することを求める意見書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー買い取り法」）が、8月26日、参議院本会議で可決・成立した。エネルギー利用・政策を持続可能なものへと大きく転換していくために、再生可能エネルギーを普及・拡大させる同法の成立は欠かせない。

国会審議を通して当初の政府案は修正され、太陽光以外は「一律」とされていた買い取り価格を「電源種・規模ごとによる設定」としたことで地域ごとの適切なエネルギーの選択や促進が可能となった。また、その決定については第三者的な「調達価格等算定委員会」の設置と国会や他省庁の関与が定められるなど、一定の前進も見られた。

しかし、なお、重要な問題について政省令にゆだねるものが多いなど、実効性については大いに危惧されると指摘せざるを得ない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、再生可能エネルギー買い取り法の実効性を確保するために下記の事項を求めるものである。

記

- 1 「脱原発」の実現に向けた再生可能エネルギーの導入目標を明示すること。
- 2 投資回収が見込める適切な買い取り価格と期間を設定すること。
- 3 産業向けの負担軽減措置の悪用を防止するため、負担が免除される電力多消費産業の情報を公開すること。
- 4 電力会社に義務づけられることになった再生可能エネルギーの送電網への接続については、あいまいな例外規定を見直し優先性を確保すること。
- 5 発電・送電・配電事業の独占構造の切り分け、電力自由化、地域間の系統連系強化及びスマートグリッド導入などを進め、自然公園法、温泉法などの関連制度を整備すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年10月3日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝